

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 31 年 3 月 15 日

豊後大野市長 川野 文敏

## 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
三重町久知良地区（更新）
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
平成 31 年 2 月 22 日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況  
【経営体数】

法人	1 経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	組 織
4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか  
中心経営体はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
  - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
  - ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
6. 地域農業の将来のあり方
  - ・中心経営体は、規模拡大を行いながら、農地の保全に努める。
  - ・農地の提供を行う者は、できる範囲において、草刈や水管理を行う。
  - ・当面、個人での作付が可能な経営体に関しては、できる限り個人での耕作を行う。
  - ・中山間交付金事業、多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる。